

## 東京電力の対応に問題のある事例の和解契約書及び審理経過の公表について（事例3）

### 1 事案の概要

本件事故当時、自主的避難等対象区域であるいわき市に居住していた申立人らが、23年3月に茨城県を經由して京都市に避難し、同年4月に避難を終了したことに伴い、避難費用、生活費増加費用、精神的損害等の損害賠償を求めた事例。

### 2 審理経過の特徴

- ・放射線量情報が乏しかった23年3月又は4月に自主的避難等対象区域から避難を開始した場合には、避難を開始する特段の合理性を確認するまでもなく、原則として、避難の開始に合理性を認めるのが、当センターにおける確立した和解先例である。
- ・東京電力が、上記の確立した和解先例を無視した主張をすることにより、和解成立が遅延した。

### 3 審理の経過

- 24.3.29 申立ての受付
- 24.4.25 被申立人の答弁書提出
- 24.5.23 書面審理により、仲介委員の和解案を提示(回答期限 6.7)  
23年3月から4月にかけて、いわき市から茨城県を經由して京都市に避難したことに伴う避難費用(交通費、宿泊費)、生活費増加費用及び精神的損害の合計 620,260円
- 24.5.25 被申立人上申書  
(「書面ないしは口頭審理期日を開催する等の方法により、被申立人に対しご説明いただきたく」)
- 24.6.13 被申立人意見書  
(別紙1:「福島県は、本件事故直後の少なくとも平成23年3月15日以降、県内のいわき市を含む複数の拠点で放射線量の測定を行い、随時、県をはじめマスメディアを通じてその結果を公表してきており、平成23年3月15日から同年4月23日までの間、申立人様らにおいて、放射線量の情報不足があったとのご指摘を到底受け入れることはできません。」)
- 24.6.18 回答期限を 6.22 に再設定し、受諾回答がなければ打ち切る旨被申立人に告知
- 24.6.20 受諾回答(当初の回答期限よりも2週間遅れ)
- 24.7.1 和解契約成立(別紙2)